

京都市元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第219号

京都市元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則

京都市元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、課長補佐」を「、所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)